

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

新連載

刑事弁護修習の最前線

20年目の司法修習

会員 妹尾 孝之

連載開始に
当たって
①

私は、2018年4月から今年4月までの3年1か月の間、司法研修所の刑事弁護教官として、71期から74期までの司法修習生の指導に当たった。本来予定されていた任期は今年3月までであった

だが、新型コロナウイルスの感染拡大により2020年の司法試験が延期され、例年12月に行われていた導入修習が4月にずれ込んだ。そのため、今年4月に、和光の教室の教官席に座り、修習生になったばかりの74期司法修習生に対して講義を行うこととなった(オンライン修習となったので、「無観客試合」では

あったが)。2021年といえば、ちょうど私が修習生として和光の司法研修所に入所してから20年目となる。

私が修習を受けた20年前と現在とでは、刑事弁護科目についての研修所の指導内容は、様変わりしている。最も大きな変化は、即日起案とその講評で使われる記録が、弁論終結直前の「振り返り型」の記録から、公判前整理手続終結直前の時点における弁護人の手持ち記録に相当する「見通し型」の記録に変わり、修習生が起案すべき内容も、「弁論要旨」から「想定弁論」に変わったことであろう。

「想定弁論」については次回以降に改めて詳しく述べるが、公判開始前に公判での証拠調べの結果がどのようなものかを想定しつつ準備した、いわば「最終弁論の予定稿」が「想定弁論」であった

オンライン講義中の筆者

そのほかにも、近時の刑事手続の変化、とりわけ裁判員裁判の開始とその影響による実務の変化を反映して、公判前整理手続や証拠開示請求、捜査弁護における「原則黙秘」の考え方、量刑事件の弁護活動など、様々な重要な内容も扱っている。これは、私が修習生であった20年前には存在しなかったものであるが、現在、刑事事件の弁護人として活動するには、必須の知識となっている。

そこで、この度、弁護士会新聞で連載の機会を頂き、主に私とほぼ同時に司法修習を受けた方を念頭に置き、「20年目の司法修習」と題して、過去の修習と現在の修習とを対比しつつ、現在の司法研修所で行われている刑事弁護科目の修習指導の要点を紹介していきたいと思う。

市民会議

市民目線から見た当会の活動

広報委員会副委員長 堀口 憲治郎

第63回
人権擁護大会・消費者問題プレシンポジウム
日時 2021年10月12日(火) 15時~17時
場所 Web開催(Zoomウェビナー)

7月28日、当会会館において、本年度第1回目の市民会議が開かれた。市民会議は、当会の活動に対して外部の市民の皆様から率直なご意見を伺い、それを当会の今後の活動に活かすという目的で開催されている。

今回は、当会執行部の意見に基づき、「地域司法計画に対する当会の取り組み」、「貧困問題に対する当会の取組み」という二つのテーマが議題とされた。

地域司法計画に関する議題については、当会から、利用者の利便性向上という観点に基づき、裁判所小田原支部に労働審判制度を導入すること、裁判所相模原支部に合議制を設けること、藤沢簡易裁判所に家裁出張所を併設する必要性があるという問題意識が示された。これに対して市民会議委員からは、地域司法の拡充という問題は市民にとって必ずしも関心をもちやすいテーマではないので、地域司法の拡充によって市民が具体的にどのような司法サービスを受けることができるのかを広く広報すべきである、現状のままでは個別事件において当事者に具体的などのような不都合があるのかを国に訴えるべきである、などの意見が出された。

市民会議での議論に耳を傾ける当会執行部

貧困問題に関する議題については、当会から、自死を防ぐために他産業と連携して相談会を開催する、社会内で居場所のない子どもや介護で疲弊したヤングケアラー(若年介護者)に寄り添って相談を受けているなどの活動報告がなされた。これに対して市民会議委員からは、実際には子どもが弁護士にたどり着くのは難しいので、子どもが頻りに利用するSNSなどを活用して当会から積極的に子どもに相談等の呼び掛けをしてほしい、子ども(市民)へのアナウンスという意味ではマスコミに取り上げてもう一つが有益であるところ、司法サービスを利用して成果があった具体的な事例などを取り上げればマスコミも関心を持つのではないかと、などという意見が出された。いずれの議題についても、当会側から、今回の市民会議委員からの貴重な意見を参考に、今後の活動をしていきたいという応答がなされた。



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

私には5歳と2歳になる子どもがいる。上の子は幼稚園児だが、下の子は保育園等には入っていないため、常時、私が自宅で面倒を見ている。子どもが小さいうちは自分でできるだけ子育てをしたい。でも仕事は辞めたくない」というのが私の強い思いである▼勤務先の理解により、なんとか実現しているものの、私と夫の実家ははるか彼方にあり、しかも夫は会社員であるため、私が少ない時間のやり繰りをしなければならぬという闘いの日々である▼しかも、ご存じのとおり子育ては結構大変なのである。仕事と比べることは難しいが、怒ってばかりという点では子育てが遥かに上回っていると思われる。このエッセイはキッチンで執筆しているが、下の子にバナナを要求され、与えたにもかかわらず大泣きを続けている理由がわからない▼仕事と子育ての両立はなかなか難しいが、このコロナ禍の中で不幸中の幸いといえることに、民事裁判や会務においてもIT化やWEB会議の利用が進んでいる。私にとって、自宅近くの事務所や自宅にいても業務を行えるため、非常に助けになっている。コロナ禍が早くおさまってほしいのは勿論だが、この流れは続いていくしてほしいと切に願うばかりである。

(香川 志野)

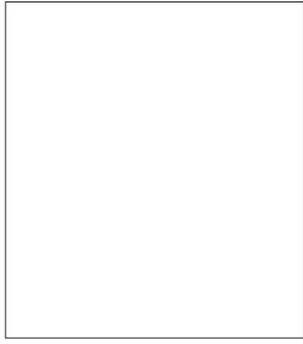
会創立150年記念 第3回

サマースクール2021

初のオンライン開催!!

会員 岩永 和大

7月28日、「サマースクール2021」がオンラインにて開催された。サマースクールは、神奈川県在住・在学の中高生を対象に、法律家の仕事を身近に感じてもらうとともに、物事を多角的にとらえる力や自分の考えを他人に伝える力を学んでもらおうという法教育のイベントである。もともと、昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となり、今年、初の試みとなるZOOMミーティングを利用したオンライン開催となった。



講評する村松委員

サマースクールは本来、裁判所や検察庁の施設、生徒たちと画面共有し、その後、ZOOMのブレイクアウトルーム機能を利用し、少人数(生徒5、6名と弁護士2名)に分かれて評議を行った。証拠や事実の検討、その評価の仕方などについての弁護士からのアド

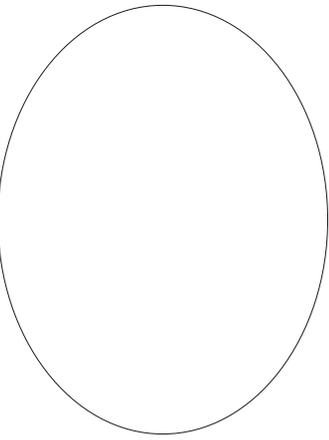
設見学など体験型のイベントであるため、オンライン開催がどれほどの求心力を持つか不安はあったが、最終的には51名の生徒から応募があり、数名の欠席はあったものの、無事、イベント開催に漕ぎ着けることができた。今年は、対面型のプログラムが実施できず、事前に配布したシナリオをもとに生徒同士で評議を行う「模擬裁判」と、弁護士が生徒からの質問にざっくばらんに答える「座談会」を実施した。「模擬裁判」では、弁護士が演者となって撮影した模擬裁判劇の映像を、生徒たちと画面共有し、その後、ZOOMのブレイクアウトルーム機能を利用し、少人数(生徒5、6名と弁護士2名)に分かれて評議を行った。証拠や事実の検討、その評価の仕方などについての弁護士からのアド

バイスを参考に、生徒同士で有罪か無罪かについて活発な議論がなされた。生徒達も、立場が違えば物事の見方が変わることや、自分の意見を人に伝えることの重要性などを実感できた様子であった。また、「座談会」も同じ機能を利用して行われた。生徒からは、弁護士のやり甲斐や、被疑者被告人との関係、どうすれば弁護士になれるかなどの質問がなされ、担当弁護士が、時には真剣に、時には笑いを交えて、生徒の質問に答えていた。今回、多人数接続となった場合の通信の乱れや、参加者側の通信量の問題など、いくつかの課題が明らかになった。来年もオンライン開催とせざるを得ない場合に備え、より円滑な進行ができるよう準備を進めていきたい。

続 会館の将来を考える

弁護士会館の現状と問題意識

会館敷地問題検討ワーキングチーム 座長 阿部 泰典



昨年7月末にWTが設置された目的は、当会が国に支払うべき会館敷地使用料の適正額の検討及び交渉、そして将来の当会会館建替えを前提とする敷地購入の検討等にありました。このうち前者について

は、WTにおける調査検討等が功を奏し、近年増加の一途を辿っていた使用料を前年度から100万円強も減額できました。そこで、春以降のWTでは、1月に新たに加入した60期代の会員3名とともに、後者について

は、WTにおける調査検討等が功を奏し、近年増加の一途を辿っていた使用料を前年度から100万円強も減額できました。そこで、春以降のWTでは、1月に新たに加入した60期代の会員3名とともに、後者について

は、WTにおける調査検討等が功を奏し、近年増加の一途を辿っていた使用料を前年度から100万円強も減額できました。そこで、春以降のWTでは、1月に新たに加入した60期代の会員3名とともに、後者について

は、WTにおける調査検討等が功を奏し、近年増加の一途を辿っていた使用料を前年度から100万円強も減額できました。そこで、春以降のWTでは、1月に新たに加入した60期代の会員3名とともに、後者について

横浜弁護士会会員名簿を捜して

創立150年会史編纂WT 会員 間部 俊明

会史を描くための基礎資料は会員の名簿である。ところが、「横浜弁護士会史」上下巻は、明治16年、「横浜組合」に19人の組合人がいたことを示す「代

の写真を台紙に貼り付けて年ごとのインデックスを付けた簿冊である。「横浜地方裁判所所属」の下に人数が書かれ、順次住所氏名が活字で印字されており、当会会員の最後に続いて千葉地方裁判所所属等の見出しがついて次の名簿が始まっている。頁数がかんりの数にな

と全国の弁護士名簿を1冊にまとめたものの中から当会分を写真に撮ってまとめたものようである。しかし、原典が何で、どこでいつ誰が写真撮影してこの簿冊を作ったのか、なぜ昭和元年からの写真がないのか等についての記載がない。明治26年旧々弁護士法は、弁護

「横浜弁護士会史」上下巻は、明治16年、「横浜組合」に19人の組合人がいたことを示す「代

の写真を台紙に貼り付けて年ごとのインデックスを付けた簿冊である。「横浜地方裁判所所属」の下に人数が書かれ、順次住所氏名が活字で印字されており、当会会員の最後に続いて千葉地方裁判所所属等の見出しがついて次の名簿が始まっている。頁数がかんりの数にな

と全国の弁護士名簿を1冊にまとめたものの中から当会分を写真に撮ってまとめたものようである。しかし、原典が何で、どこでいつ誰が写真撮影してこの簿冊を作ったのか、なぜ昭和元年からの写真がないのか等についての記載がない。明治26年旧々弁護士法は、弁護

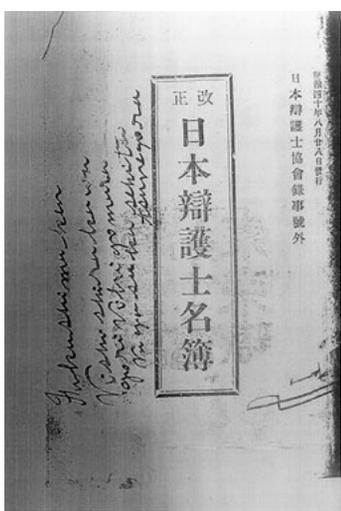
士は、弁護士名簿に登録されることを要すると定めた(第7条)が、弁護士名簿は各地方裁判所に備え置かれた(第8条)。そこで、横浜地方裁判所の総務課に、旧々弁護士法による弁護士名簿の保管がないかを尋ねた。たしかに、関東大震災によって横浜地方裁判所は倒壊焼失したから、原本はないとしても、名簿は上級庁に送られていたはずだから、控訴院あるいは大審院が各地の弁護士名簿を管理していた

はずである。そこで、最高裁図書館に電話して、明治26年以降の横浜弁護士会の会員名簿がないかと聞いたが、保存はないとのことだった。次に、法務省の法務図書館に戦前の横浜弁護士会の名簿の保存があるか、を電話して聞いた。旧々弁護士法9条は、弁護士名簿に登録を申請する者は、所属する地方裁判所の検事局を経由して司法大臣に請求書を出すべしと書いていたから、法務省にはあるのではな

いかと考えたのである。ところが、調べてもらった結果、保存はないとのことだった。朗報は、東井二井合同図書館での調査でもたらされた。明治40年以降の横浜弁護士会名簿は貴重図書として倉庫に保管されていた。明治29年6月、東京弁護士会の有志が発起人になり、私設の全国的弁護士団体である日本弁護士協会(以下協会)を設立し、機関誌「録事」を発行するとともに、やがて全国の弁護士会名簿を集め編集して合冊し、

保管するようになったというのである。さっそく合同図書館にかけ、横浜弁護士会の名簿を贈写することができた。当会の会員数は、明治40年39名、大正6年52名、昭和2年88名(もともと89名の記載あり)、昭和12年

120名、昭和18年110名であった。今後、弁護士会事務局にある「横浜地方裁判所所属弁護士名簿」との突き合わせをすることになる。また、裁判所と法務省には、引き続き問い合わせをした



明治40年8月28日発行の日本弁護士名簿表紙

若手の独り言

会員 中山 志歩 (66期)

常議員会 の いま

今回が初めての常議員
である。立候補のきつか
けは、本年12月4日(土)
に藤沢で開催される支部

サミットである。準備の
過程で藤沢地域の弁護士
の声を常議員会に届けよ
うという機運が高まり、

当会会員とのイベント打合せ後の1枚(左から2番目が筆者)

私が立候補することにな
った。私はアガリ症なの
で、毎回、他の先生が視
界に入らない前方の席に
座っている。そのため、
今期常議員会の全体の雰
囲気については、本連載
の他の執筆者にお任せす
ることとして、以下では
私の個人的な感想等を述
べる。

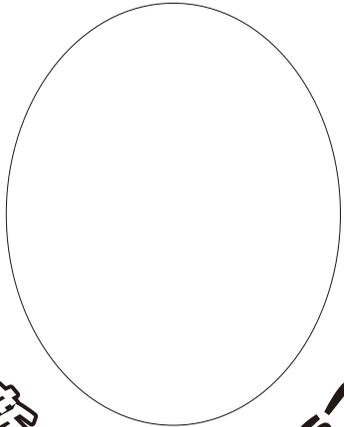
①オンラインで出席し
たい。当事務所のある藤
沢市辻堂からは本部へも
支部へも片道1時間程度
かかり、移動の負担が大
きい。仙台ではオンライン
で実施しているそうなの
で、当会でもぜひお願
いしたい(いずれは総会
も...)。

②社会情勢に詳しくな
る。毎回、自分が日頃接
しない分野の議案が審議
されている。様々な社会
問題を知ることができ、
とても勉強になっている。
③かな弁は大きな組織
である。個人的に疑問に
思っている会規等がある
のだが、今回、改正のた
めの会内プロセスの複雑
さを目の当たりにした。
政治的なことが苦手な今
の自分では、変えること
は困難だと実感した。

④かな弁には魅力的な
先生がたくさんいる。毎
回多くの先生の意見を聴
いているが、「やっぱり
弁護士って頭いいなあ」
と学生のように感心しき
りである。また、私が拙
い質問や意見を述べても
暖かく見守ってくださ
り、とてもありがたい。こ
れを機に多くの先生とお
近づきになればと願う。

人前で泣かないのは社会人として当然だが、何度か涙を流したり流しなかったりしたことがある。とりわけ印象深かったのは数年前に勤務していた大阪でのあり運転事件に関する公判だ。亡くなった男子大学生との思い出を涙ながらに語る家族の姿は忘れられない。エピソードを聞く度に生前の姿が蘇ってくるかのような感覚にとらわれた。涙を流しそうになると同時に衝撃で放心状態になったのは今でも覚えてい

涙



ついでに記者から

自身は振る舞いは失礼ではないか、いつも細心の注意を払っているつもりだ。鈍感な性格だが、いつも公判を終えるとクタクタになってしまい、涙が出そ

もちろん、被害者参加制度を利用している遺族の言葉一つ一つが心にずっしりと響く。記事の中で判の取材をしていないが、きつではどんな表現をするべきか、と変わらないだろう。

そんな横浜で10月1日から、かの大口病院事件に関する公判が始まる。被告の女は、遺族にとつて「かけがえない一人の家族」の沢山の命を、なぜいとも簡単に奪っていったのか。応対やその思考回路に大いに疑問がわき出てくる。涙を流したくなる場面も沢山ある。その感情に打ち勝ち、ただひたすら仕事に取り組んでいこうと思つ

糟谷裕美子



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その 30
業務上PDF文書を作成・保存する場合の留意点
(形式・規格の選択) について
(1) 保存形式に関して

PDFを作成する際、A既存紙文書からスキャンして作成する場合とB既存デジタル文書(office文書等)から作成する場合があります。
Aは、内容を①参照したいとき②再利用したいとき、Bは、①配布・提出後の改変を防ぎたいとき②プレビュー後に本印刷したいときにに行われることが多いです。
A①は、紙文書に代えてPDFを参照する場合です。アクセスの短縮、紙文書の取出しの散逸・紛失の防止が

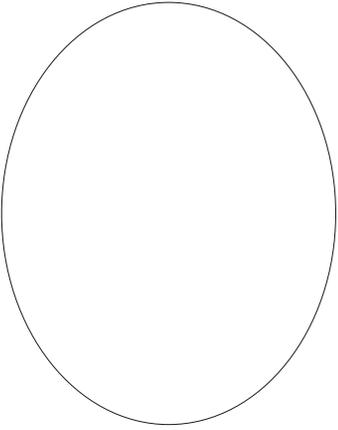
でき、さらに、紙文書を持たなくなった後(対依頼者の記録返還後)でも、関係者からの照会への対応が可能になります。
A②は、既存文書をコピー&ペーストで引用・流用して新文書を作成する場合、キーワードで検索・抽出を行う場合です。画像形式による保存では、内容の正確な再現、(テキストに感わされずに)内容の正確な認識ができません。透明テキスト付形式による保存では、画像と文字情報が埋め込まれた透明テキストが併存しますが、OCRの認識精度不足による誤認識

(会員 大川雅弘)

理事者室 だより

架け橋になれますように

副会長 天野 康代



会務はやっているほうだったと思う。休日だろうと、持ち出しだろうと、実働部隊としてあちこち顔を出していた。時に心配されることもあったが、私自身は辛いと思

の結果、画像とは一致しないテキストになることがあるので、これを過度に信頼するのは禁物です。
A①とBの場合、正確性の重視から、画像形式が適しており、A②の場合、文字情報が埋め込まれたテキスト付形式にする必要があります。
後から画像形式→テキスト付形式の変換ができるし、フォルダ分類・ファイル名を工夫すれば、検索もできるので、通常は、画像形式を基本とし、必要に応じてテキスト付形式とすれば足ります。

相談することだけだ(これさえ忘れなければ何とかなると思う)。
そして今、理事者となり、様々な委員会と関わらる中で、去年までの私のように実働部隊として奮闘する会員の息遣いを感じている。企画を成功させようと、各委員会で議論や準備を重ねている様子は随時確認しているし、私も担当副会長として、うまく進むよう必要に応じて関係各所と調整をする。
私があちこち駆け回っていたときも、諸手続で

は理事者や事務局が裏方としてこんなに動いていたのだと知った。当時は一緒にいる仲間と頑張っている感覚だったが、理事者や事務局の方々も、スムーズにことが進むよう頑張ってくれていたに違いない。
今まで総務的なことは殆ど知らず、どのような手続が必要で、どこでどう調整しているのか、深く考えたこともなかったが、理事者となって少し視野が広がったかなと思う。

任期が終わったら、また実働部隊を中心に会務に関わっていきたいと思

かなパブ最前線*

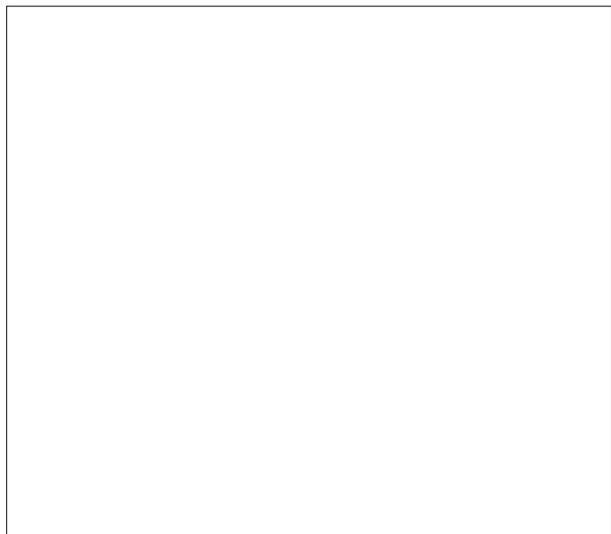
流氷の町から

旭川弁護士会 会員 大根田 紫織

かなパブから北海道紋別市の流氷の町ひまわり基金法律事務所へ赴任して、早くも2年以上が経過した。文字通り、冬には流氷がくる。海が一面白い陸地になった景色は壮観である。今年も例外だが、夏は「オホーツクラー」のおかげで基本的に快適である。

当事務所はゼロワン解消のために紋別市に開設された2つ目の公設事務所であり、地域に常駐する弁護士は筆者を含めて2人である。

紋別市には旭川地裁・家裁の紋別支部と紋別簡易裁判所があるが、支部の裁判官は常駐しておらず、月に一度、連続した



法律事務所入り口にて(左が筆者)

3日間、本庁から出張してくる。合議事件や破産の管財事件、執行事件は本庁で取り扱われる。本庁のある旭川市までは冬は車で片道3時間であり、債権者集会のために往復6時間かかることになる。

紋別市の最寄りの公証役場は名寄市又は北見市だが、どちらも車で片道2時間かかるため、遺言の作成や協議離婚の際の養育費の債務名義化にあたっては、移動だけで4時間を要する。高齢の依頼者の場合などは、公証人に出張してきてもらうが、公証人の日当や交通費の負担が発生し、地域に弁護士がいてもなお、受けられるサービスに地域差があることを感じる。

事件の種類は成年後見人や相続財産管理人など財産管理関係が最も多

く、その他は離婚や相続債務整理、交通事故などがほとんどである。密漁事件や牛の売買に関する相談など地域特有のものもある。手持ち事件は40件、50件で推移している。空き家対策協議会や成年後見センターの運営、ケア会議への参加、寸劇による成年後見制度の啓発活動、市民や関係者への講演など、事件以外の業務も多い。関係機関との連携活動に小回りがきくのも小さな地域ならではのメリット。

赴任後に初めて経験することもあったが、かなパブをはじめ、神奈川県弁護士会の先生方にも助けていただき、なんとか頑張ってきた。残りの任期は2年弱の予定であるが、地域のために一杯活動していきたい。

横浜法曹ゴルフ会

月例会 取切戦



横浜法曹ゴルフ会は、7月9日、名門富士楼Cにて7月の月例会及び取切戦(過去1年間の月例優勝者のみで争われる年間王者決定戦)を開催した。例年なら1泊2日で北海道に行くところ、今年はコロナ禍のため、18ホールの短期決戦となった。参加者は19名、そ

のうち取切戦の有資格者は8名であった。

石井晋一会員は、手書きのコース攻略メモを持参して初戴冠を狙うも、極度の緊張のため、出だしてチョロを連発して早々に脱落。プレッシャーから解放された後半は持ち直しており、ゴルフにおけるメンタルの重要性を再認識させられる結果となった。

前半飛び出したのは筆者。絶対王者井上雅彦会員と同組で同グロスの40。ハンディ差を考えれば、かなり有利な状況であった。年間王者を意識した筆者は、昼の生ビールを控えて後半に備えるも、いきなりトリプルを叩き、貯金を一気に吐き出す。その後は必死に立て直すも優勝に2打及ばなかった。今後は、なにがあろうと昼のガソリン注入を怠るまいと誓う筆者であった。

年間王者は、大本命の井上雅彦会員。県アマでは決勝常連、相模原GCCではクラブ対抗レギュラー選手の実力をいかんなく発揮し、令和2年度会

人生100年時代の“プラス年金”

自営業・フリーランスのみなにプラス!

わたしも入っています

日本弁護士国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。*お申し込みの際は、必ずお申し込みの旨を記載してください。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金 03-3581-3739
〒100-0013 東京都千代田区千代田1-1-3 弁護士会館14階 <http://www.bknk.or.jp/>

私の赤いスポーツ観戦万歳!

会員 鈴木 健

無観客となったハマスタの前にいる筆者

筆者は、無類のスポーツ観戦好きである。どの位かというところ、裁判所に出廷している回数と、競技場に足を運んでいる回数とどちらが多いかと聞かれると答えに詰まる程度、というところか、プロ野球なら、各球団のスタメン

及び先発ローテーション投手は大体把握している。仕事の電車移動時は常に選手名鑑を携帯し、日刊スポーツと併せて目を通して目を通しているからである(一方、政府の閣僚のメンバーはと言われても把握できていません)。

今回は知人から、7月24日横浜スタジアムでの東京オリックスソフトボール競技の日本対イタリア戦のチケットが当たったから一緒に行かないかと誘われていたのでその現地レポートの記事を引き受けたのであるが、その後新型コロナウイルスの影響で無観客試合となってしまったので、残念ながらTV観戦となった。

試合は、初戦豪州に8対1、2戦目メキシコに3対2と2連勝で迎えたからか、大黒柱上野由岐投手を温存。ソフトボール界の二刀流大谷翔平の女子版こと藤田俊投手が先発したが、3回裏無死2塁のピンチを迎えたところで早めに後藤希友投手にスイッチ。ここでピンチを脱すると、4回に山本優選手のリバウンド、6回には先発した藤田選手のリバウンドが飛び出し、結果的には5対0の完勝であった。

その後、決勝戦で米國を2対0と下し金メダルに輝いたことは、ご存じのことと思う。

ソフトボールは今回13年ぶりに競技種目に復活したということで、選手・スタッフの皆さんはひときり感無量だったと思う。筆者も金メダル獲得の過程を直に観ることができなかったのは残念極まりなかったが、TV観戦でも充分満足の1週間であった。しかし、なかなか仕事はかどらないなあ。

長剣持京助会員より神奈川県弁護士会会長杯が贈呈された。なお、井上会員は、7月の月例会も制する完全優勝であった。

横浜法曹ゴルフ会では、年齢・ハンディ・ドライブの飛距離や曲がり幅の全く異なる会員が、皆、楽しくプレーしている。

入会希望の方は、いつでも筆者に連絡してほしい。(会員 武藤一久)

年間王者の井上雅彦会員(写真中央)

編集後記

息子からお願いされ、やむなく卵から「アルテミア」を飼育することになったが、最後の1匹が10か月間も生き延びた。正に仙人である。そこで動画を撮り、仙人の生き様を記録に残そうと思っただが、生体が小さく、いまちな出来であった。かくして奇跡は日の目を見ずに終わらそうだが、息子にとつては良き経験となったことであろう。

- デスク 千歳 博信
記者 鈴木 健
越川 純哉
古西 達夫
香川 志野
山口 陽
渡邊さち穂
若林 将大